

新事業創出支援資金（特例）に係る確認申請の募集について

○県融資制度

中小企業者が事業に必要な資金を円滑に調達できるよう、県、金融機関、信用保証協会が協調して資金を供給する制度で、金融機関と信用保証協会が取り扱い窓口となっています。

○新事業創出支援資金（特例）について

地域密着型ビジネス創出助成事業に応募される方は、助成事業と併せて県融資制度「新事業創出支援資金」の対象者としての確認を受けるための申請を行うことができます。

なお、助成事業に採択された方については、交付決定書により融資の申請を行うことが可能です。

○融資対象者

県内に居住し、県内で新たに中小企業者として創業しようとする（創業後5年未満の者を含む。）次の要件のいずれかに該当する者

- ① 財団が実施する地域密着型ビジネス創出助成事業の交付決定を受けた者
- ② 前号と同等であると財団から確認を受けた者

○融資限度額及び利率等

創業枠 融資限度額 3,500 万円、

年 利 1.3%

保証料 0%（保証料について通常 0.8%のところ、保証債務残高がない方については、全額県が保証するため負担はございません）

※融資申込時に信用保証協会に保証債務残高がある方 保証率 0.8%

1 応募対象者

※平成 30 年度地域密着型ビジネス創出助成事業へ応募される方又はすでに応募している方

2 応募期間

平成 30 年 3 月 19 日（月）～平成 30 年 4 月 13 日（金）

3 提出書類

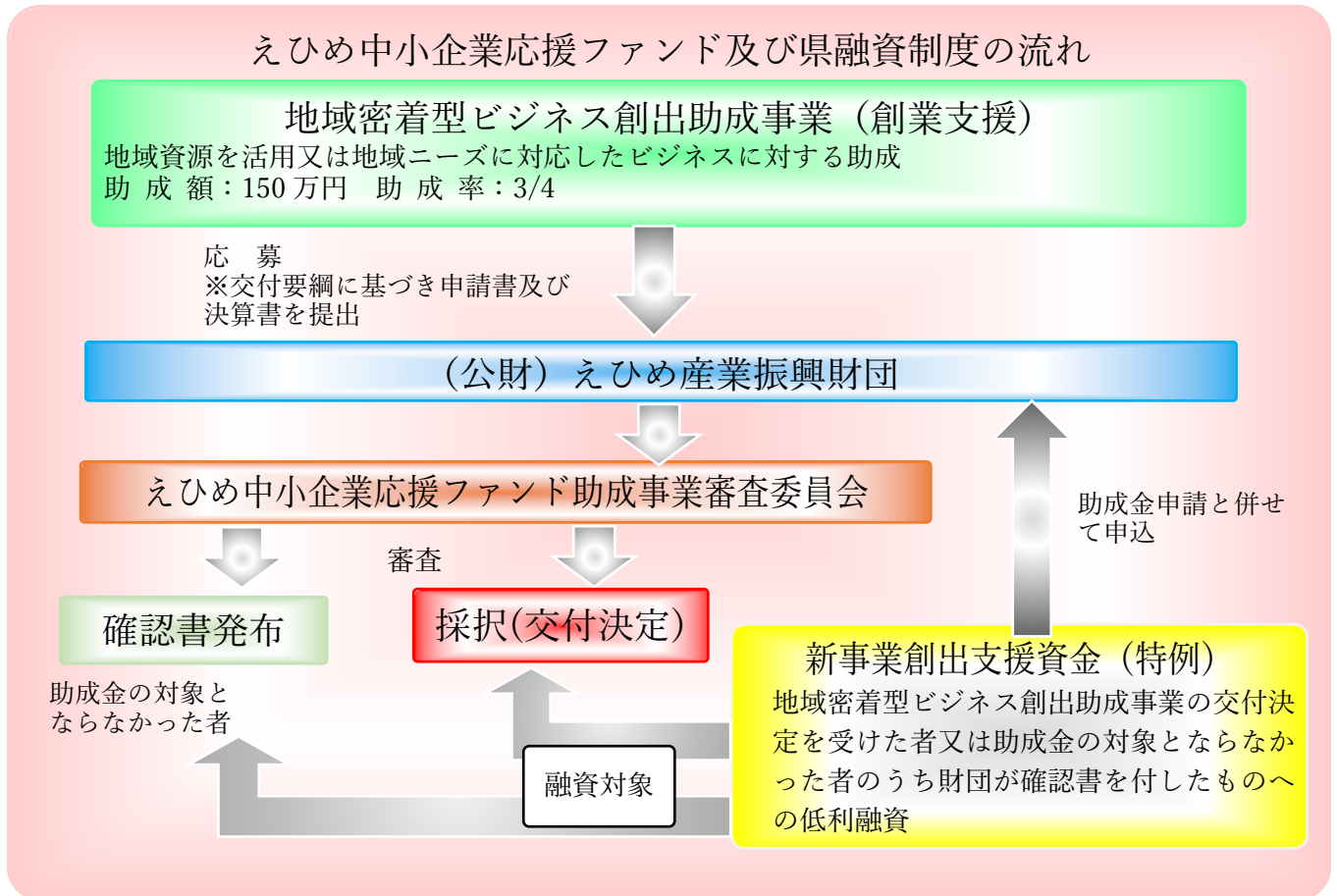
新事業創出支援資金（特例）確認申請書

[WORD](#)

※事業計画書及び決算書等については、地域密着型ビジネス創出助成事業申請書により対応させていただきます。

4 応募及び問い合わせ先

公益財団法人えひめ産業振興財団 産業振興部 産業振興課
〒791-1101 松山市久米窪田町 337-1 (テクノプラザ愛媛内)
TEL 089-960-1201 FAX 089-960-1105



※審査により交付する確認書については、財務内容等融資に関する妥当性を確認したものではありませんのでご注意ください。

